

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人らが、避難費用、生命・身体的損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2（以下まとめて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- ・損害項目 (1) 避難費用
- (2) 生命・身体的損害
- (3) 精神的損害（ただし、政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に限る）

・期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対して、上記第1項の損害項目及び期間に係る和解金として、金1,831,750円の支払義務があることを認める。

3 被申立人は、申立人らに対して、前項記載の合計金額から仮払金160万円を差し引いた金額である金231,750円を支払う。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人全員で1通を、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月18日

（仲介委員長 佐谷道浩、仲介委員 三輪和夫、同 二宮嘉秀）